



令和7年度

教育訓練実施計画書

奈良県消防学校

校訓 明自 勇 朗律 気

奈良県消防学校校歌

一、若き陽は照る 大和富士

理想は高く 旗高く

明朗いそしみ 和すところ

自律を正す 道清し

われら 奈良県 消防学校

二、奉仕ひとすじ 消防の

使命は重く 任重く

不屈の勇気を この技を

力の限り 練り鍛う

われら 奈良県 消防学校

三、集う大和の 精銳の

結びは深く 幸深く

自治体消防 ゆるぎなき

郷土の栄え きおい行く

われら 奈良県 消防学校

目 次

令和7年度消防学校教育訓練計画

1	教育訓練の目標	1
2	基本方針	2
3	令和7年度 教育訓練計画の概要	3
4	令和7年度 教育訓練一覧表	4
5	令和7年度 教育訓練日程表	5
6	令和7年度 教育訓練実施計画の詳細	6
	(1) 消防職員に対する教育	
	○初任教育 初任救急総合科	6
	○専科教育 救助科	7
	○専科教育 予防査察科	8
	○専科教育 火災調査科	8
	○幹部教育 初級幹部科	9
	○幹部教育 中級幹部科	9
	○特別教育 無線通信教育	10
	○特別教育 3年目研修	10
	○特別教育 気管挿管講習会（再講習）	10
	○特別教育 ビデオ硬性挿管用喉頭鏡講習会	10
	(2) 消防団員に対する教育	
	○基礎教育	11
	○専科教育 機関科	11
	○幹部教育 初級幹部科	12
	○幹部教育 指揮幹部科 現場指揮課程	12
	○幹部教育 指揮幹部科 分団指揮課程	12
	○特別教育 女性消防団員教育	13
	○特別教育 自然災害対応教育	13
	(3) 県民普及教育講座	
	○消防防災研修講座	13
	○リーダー研修講座	13

奈良県消防学校教育訓練計画

1 教育訓練の目標

本校における教育訓練の目標については、住民の期待に応え、信頼される職員養成を図ることとしつつも、近年の災害の大規模化、住民ニーズの多様化を始め消防を取り巻く環境が変化している状況を踏まえる必要がある。このため令和4年1月に策定した「奈良県消防学校教育における教育訓練ビジョン」に基づき、今後は消防職員に対し倫理観の醸成をさらに進めるとともに、現場のみならずあらゆる場面において状況判断できる能力の向上を目指していく。

具体的には、若年者には座学中心の中で基礎の徹底を図り、中堅層以上には、演習、企画訓練のウエイトを上げ、場面毎に的確に状況判断をできるように図る。

また訓練についても、座学で基礎理論を習得し、それを訓練で実践し体得するという体系は継続しつつも、効果測定を含めた評価手法を充実し、そこで確認された課題については、所属に戻ってから自らの努力で改善する自己研鑽による資質向上の意識付けを持たせるように、教育訓練内容の研究を進める。

なお上記目標の達成のためには各科毎に到達目標の再構成、さらに到達目標達成に向けた具体的取組を整理し、学生全体の底上げを進めていく。

これを踏まえ、学生に対しそれぞれの資質、経験度に応じた「きめ細かな」教育訓練の提供を図り、修了後は各所属に対しても評価情報を提供することにより、今後の各所属における人材育成に活用することを目指す。

消防団員への教育訓練に関しても、消防職員の教育訓練内容の充実と平行して水準の向上に努める。

2 基本方針

本校の教育訓練は、次の事項を基本方針として、教育訓練を実施する。

- (1) 消防職員及び消防団員がその職責を果たすことのできる信念と使命感及び厳正な規律・規範の保持を目指した教育
- (2) 公務員としての高い倫理観と豊かな人権感覚の保持を目指した教育
- (3) 的確な状況判断力の養成のため必要な教育
- (4) 消防防災業務の遂行に必要な知識や技能修得、基礎体力向上のため必要な教育
- (5) 個々の資質に応じた教育
- (6) 県内消防本部の職場教育等と一貫性のある教育

消防学校教育

消防組織法（昭和二十二年十二月二十三日法律第二百二十六号）第52条第1項では「消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。」と規定されていることや消防学校の教育訓練の基準（平成十五年十一月十九日消防庁告示第三号）第2条で「消防学校の教育訓練は、社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応するために、住民から期待される水準を充たす消防に係る知識及び技能の効率的かつ効果的な修得を図り、もって適切公正、安全かつ能率的に業務を遂行できるよう、消防職員及び消防団員の資質を高めることを目的とする。」と規定されている趣旨に基づき、消防職員及び消防団員に対し、教育訓練を実施するものである。

3 令和7年度 教育訓練計画の概要

種別・教育課程等		入校資格	到達目標	
消防職員	初任教育	新たに採用された者、若しくは、初任教育を未履修の者で、救急担当予定者	○初任教育 ・消防職員として、必要な倫理観、知識・技術、思考力を身につけていること。 ・消防職員として、必要な体力を身につけていること。 ・消防職員として、住民から信頼を得られるふさわしい勤務姿勢を身につけていること。 ・警防隊員として、基本的な安全管理について理解し、自らの安全を確保し、災害現場では隊長の下命に基づく基本的な活動ができること。 ・予防隊員として、法令及び消防用設備等の基本的知識を身につけていること。 ○救急教育 ・救急業務及び救急医学に関する基本的知識を有していること。 ・応急処置に必要な知識・技術を習得し、処置時において的確な観察及び判断ができること。 ・奈良県搬送ルール及びプロトコルの概要を理解し、e-MATCHを使用した基本的な活動ができること。	
	専科教育	救助科	概ね2年、救助業務に従事している者	・救助活動に係る基本的知識・技術をもとに、応用力、現場対応力を身につけていること。 ・救助活動において、自らの安全を確保した上で、現場全体の安全管理も実施できること。 ・訓練において、安全管理面も含めた企画立案ができること。 ・高度救助隊員として、活動ができる知識、技術を習得していること。
		火災調査科	火災調査業務従事者及びその予定者	・火災調査業務に係る制度を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。 ・原因調査、損害調査及び鑑定等に係る専門的知識を高め、的確な判断能力を身に付けること。 ・文書実務、特に火災調査書類の中でも重要書類に係る知識を今以上に高めること。
	幹部教育	中級幹部科	主として消防司令の階級にある者(消防司令補の階級にある者であって組織の管理を職務とするものを含む。)	・中級幹部としての責任及び立場を正しく認識していること。 ・中級幹部として消防及び社会全般の動向を理解していること。 ・迅速かつ的確な意思の決定に基づき、上司を補佐し、部下を指揮監督することにより、組織を管理できること。 ・事故及び事件の発生時に、迅速かつ的確な初動対応ができること。災害現場において、現場指揮者として、災害状況全般の把握、的確な安全管理及び下命を行えること。
	特別教育	無線通信教育	現任消防職員	・第2級陸上無線技師免許取得
		3年目研修	採用3年目の消防職員	・行政実務に関する必要な知識を身につけていること。
		気管挿管再講習会	気管挿管認定救急救命士	・気管挿管の知識・技術の維持
		ビデオ硬性挿管用喉頭鏡講習会	救急救命士	・ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を使用した気管内チューブによる気道確保を行う際に必要な知識・技術の習得
	消防団員	基礎教育	消防団員としての経験が概ね3年に満たない者	・地域防災の担い手としての任務を自覚し、消防組織の概要及び地域特性に応じた消防活動の状況を理解していること。 ・災害現場では自らの安全を確保しながら、下命に基づく現場活動を遂行できること。
		専科教育	機関科	消防団員として概ね1年以上の経験を有し、消防車両の運行に従事する予定者
初級幹部科			班長以上の階級にある者	・消防団初級幹部団員としての職責を自覚し、消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理について理解していること。 ・地域住民に対して防災指導を行えること。
幹部教育		指揮幹部科 現場指揮課程	部長又は部長と同等の実務経験を有する班長	・災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮及び安全管理の知識・技術を有していること。 ・大規模災害時に現場指揮者として、火災防ぎょ、水災活動、救助救命、避難誘導及び情報収集・伝達に係る的確な現場指揮及び安全管理の知識・技術を有していること並びに自主防災組織等に対して防災指導を行えること。
		指揮幹部科 分団指揮課程	分団長及び副分団長の階級にある者	・分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有していること。 ・各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動の在り方を深く理解していること。
		特別教育	女性消防団教育	女性消防団員
その他		県民普及	消防防災研修講座	県、市町村職員等の公務員を対象
	リーダー研修講座		一定規模の自衛消防隊または一定規模の自主的な防災組織のリーダーを対象	・目的、対象者、習熟度に応じて適宜設定する。

注1 入校資格は、学校が設定した入校資格要件です。なお、受講資格要件に該当しない者が特に入校を希望する場合には、あらかじめ本校と協議し、確認を受けた場合に限り入校申込書を提出できるものとします。なお、この場合入校申込書の備考欄に「事前協議・確認済」の旨表示すること。

4 令和7年度 教育訓練一覧表

教育課程		時間	日数	回数	定員	入寮通学	開催期	開催日程	特記事項等	
消防職員教育	初任教育	初任救急総合科	1200	150	1	なし 見込55	原則入寮 入校式 4/10(木)	第5期 R7.4.7(月) ～11.21(金)	<ul style="list-style-type: none"> 倫理教育(事例研究) 現場活動に対応できるため講義間、講義・訓練の連携強化(例:救急と安全管理) 救急医療の基礎知識と救急救命応急処置に必要な専門教育(専門医師による講義など) 奈良県搬送ルール及びプロトコルの教育 体力錬成(例:体育理論、長距離走) 資格取得講習(危険物乙4、クレーン・玉掛等) 地域災害教育(山岳歩行訓練、水防訓練、夜中進行訓練等) 社会教育(弁論大会、手話、貢献活動等) 個人面談・メンタルヘルス対応 	
	専科教育	予防査察科☆	70	10	1	30	通学			<ul style="list-style-type: none"> 違反処理能力の向上にウエイトを置いた違反処理要領および違反処理事例研究等 予防技術検定受検資格(基本課程(2)防火査察課程)にかかわる教育
		救助科	175	25	1	30	通学	第35期	R7.9.2(火) ～10.8(水)	<ul style="list-style-type: none"> 実火災体験型施設等を利用した訓練等 救助基本・応用訓練、各種災害想定等総合訓練等 高度救助資器材を使用した教育訓練
		火災調査科☆	98	14	1	30	通学	第6期	R8.2.6(金) ～2.27(金)	<ul style="list-style-type: none"> 火災原因調査の各種調査要領等教育 燃焼実験施設を利用した発掘調査等
	幹部教育	初級幹部科☆	70	10	1	40	通学			<ul style="list-style-type: none"> 初級幹部職員として必要な知識、マネジメント教育を行う。 先進地事例等の事例研究等
		中級幹部科☆	49	7	1	30	通学	第12期	R7.12.2(火) ～12.10(水)	<ul style="list-style-type: none"> 幹部として必要な人事業務、安全管理等の教育を行う。 先進地事例等の事例研究等
	特別教育	無線通信教育	12	2	1	60	通学	第8期	R7.11.25(火) ～11.26(水)	<ul style="list-style-type: none"> 第2級陸上無線技術免許取得のための講習
		3年目研修	16	2	1	なし 見込40	通学	第4期	R8.2.3(火) ～2.4(水)	<ul style="list-style-type: none"> 消防実務、行政実務等
	救急救命士特別教育	気管挿管講習会(再教育)	詳細はMC協議会の定めるところによる。(概ね1～2日程度で相応な人員数)				通学	—	R8.3月	<ul style="list-style-type: none"> MC協議会が実施する「認定救急救命士講習」
		ヒ・テ・オ硬性挿管用喉頭鏡講習会								
消防団員教育	基礎教育		14	2	3	各期毎に各48	通学	第73期	R7.12.13(土) ～12.14(日)	<ul style="list-style-type: none"> 消防団員の任務と自覚及び現場活動の遂行に必要な基礎知識・技術に関する教育訓練
					第74期			R8.1.21(水) ～1.22(木)		
					第75期			R8.1.24(土) ～1.25(日)		
	専科教育	機関科	12	2	1			第50期	R7.12.16(火) ～12.17(水)	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通関係法令、ポンプ工学の知識とポンプ運用に関する教育訓練
	幹部教育	初級幹部科	12	2	1			第21期	R8.1.31(土) ～2.1(日)	<ul style="list-style-type: none"> 規律・現場活動要領・安全管理の知識・技術に関する教育訓練
		指揮幹部科 現場指揮課程	14	2	1			第10期	R7.12.20(土) ～12.21(日)	<ul style="list-style-type: none"> 現場指揮及び安全管理の知識・技術 自主防災組織等への防災指導に関する教育訓練
		指揮幹部科 分団指揮課程	10	1	1			第11期	R8.1.27(火)	<ul style="list-style-type: none"> 組織の管理と活性化に関する知識及び効果的な現場活動の理解のための教育
	特別教育	女性消防団教育	7	1	1			30	第8期	R7.11.29(土)
自然災害 対応教育		7	1	1	30	第7期	R8.1.29(木)	<ul style="list-style-type: none"> 各種自然災害対応に関する専門的知識・技術及び各種機器取扱に関する教育訓練 		
県民普及教育講座	防災講座 リーダー 研修講座	7	1	—	—	通学	—	別途協議		

※1 入寮通学欄に「原則入寮」と記載のある教育訓練は、団体規律実習として集団規律寮生活を実践していただきます。当該実習を希望しない方は「入校」できません。但し、特別の事情により入寮を希望しない若しくは入寮できないなどの場合で、例外的に通学を希望する場合には、入校申込時において別途協議を要します。

※2 教育訓練中の昼食(寮生活をする場合、朝食及び夕食を含む。)については、当該施設で食堂事業者が提供する食事を摂取していただくようお願いします。食事料金は入校者の負担となります。個人の嗜好・摂取制限やアレルギー体質など、食材・調味料・味付けその他調理において、個人別の配慮は基本的に行えないため、そのような事情がある場合は相談してください。そのほか食事に関しては、食堂事業者の運営方針によります。

※3 時間欄の数値は、消防学校の教育訓練基準(平成15年消防庁告示第3号)に定める単位時間に基づき、1時間あたり50分を基本としています。なお同欄に1日あたりの時間数は7を基本としています。初任教育初任救急総合科にあっては、1日あたりの時間数は8としています。

※4 開催日欄に「別途協議」と記載ある教育訓練の受講を希望する場合は、受講を希望する日の3ヶ月前に学校に協議し、実施可否の確定を要します。

※5 ☆消防職員専科教育及び同幹部教育の各教育課程は隔年実施のため、令和7年度は予防査察科及び初級幹部科の実施はありません。

6 令和7年度 教育訓練実施計画の詳細

(1) 消防職員に対する教育

○消防職員初任教育 初任救急総合科 第5期

実施期間：令和7年4月7日(月)～11月21日(金)

教育日数：150日

教育時間：1,200時間

教育訓練基準			奈良県の実施計画		
種目	教科目	時間数	教科目の分類指標	時間数	基準差
初任基礎教育	倫理	5	現代社会と消防・地域社会と消防・消防職員の使命	5	0
	法学基礎・消防法	20	消防行政と法・法の効力と適用・法の分類・法律関係・法の体系・消防法の目的・主要な規定の概要・効果測定	20	0
	消防組織制度	9	地方自治制度・自治体消防制度・消防の組織・効果測定	9	0
	サービスと勤務	28	地方公務員制度・消防実務・消防職員の勤務条件・文書実務・情報公開と個人情報保護・接遇・事故防止・人権啓発・効果測定	28	0
	理化	10	物理・化学・電気・燃焼と消火・効果測定	10	0
	小計	72		72	0
初任実務教育	予防広報	20	防火管理の意義・防火・防火管理制度・統括防火・防火管理制度・消防広報・自主防災・効果測定	20	0
	危険物	8	消防法上の危険物・危険物施設の規制・指定可燃物等・効果測定	8	0
	消防用設備	12	消防用設備等の規制概要・主要な消防用設備等の基準概要・消防用設備等の着工届及び検査等・効果測定	12	0
	査察	27	総則・査察要領・違反処理・定期点検報告制度・査察実習・効果測定	27	0
	建築	10	総則・建築構造・建築法令・建築規制・消防活動上の規制・建築図書・効果測定	10	0
	安全管理	16	安全管理の概要・業務活動別の安全管理・精神衛生・効果測定	16	0
	特殊災害と保安	10	特殊災害の概説・特殊災害の基礎知識と活動要領・効果測定	10	0
	火災防ぎよ	30	火災・火災防ぎよの概要・火災防ぎよ行動・建物火災防ぎよ・建物以外の火災防ぎよ・効果測定	30	0
	火災調査	15	火災原因調査・火災損害調査・火災調査書類・効果測定	15	0
	防災	23	災害対策・気象と災害・水災防ぎよ・地震対策・効果測定	23	0
	消防機械・ポンプ	10	消防用自動車等・消防通信・消防ポンプ・水力学・ポンプ運用・効果測定	10	0
小計	181		181	0	
初任実科訓練	訓練礼式	50	訓練礼式の概要・各個訓練・通常点検・敬礼動作・辞令等の受領・小隊訓練・申告等・効果測定	50	0
	消防活動訓練	82	訓練の概要・ポンプ自動車・放水訓練・検索及び救出訓練・警戒区域設定・現場広報訓練・水防訓練・効果測定	82	0
	救助訓練	45	概要・ロープ取扱技術・救助操法・効果測定	45	0
	機器取扱訓練	55	消防機器の概要・各種資器材の諸元・性能・取扱要領・保守管理要領等・効果測定	55	0
	消防活動応用訓練	85	消火活動訓練・救助活動訓練・火災総合訓練(想定訓練)・救急救助総合訓練(想定訓練)	85	0
	体育	55	健康と体力・消防職員の体力づくり・運動の生理・トレーニング計画の立て方・トレーニング要領と実践・障害の予防・疲労回復等・効果測定	55	0
小計	372		372	0	

救急教育	救急基礎	50	概要・人体知識・応急処置法・傷病別応急処置・救急実務及び関係法令・応急手当普及啓発	50	0
	救急業務及び救急医学の基礎	50	救急業務の総論及び医学概論各論・解剖生理・救急実務及び関係法規	50	0
	応急処置の総論	73	観察・検査・応急処置総論・応急処置各論・救急医療・災害医療	73	0
	病態別応急処置	67	心肺停止・ショック・呼吸困難(呼吸不全)・意識障害・麻痺・頭痛・めまい・胸痛・動悸・腹痛・腰部背部痛・咯血・吐血・下血・外傷・熱傷・電撃症(傷)・異物・環境障害・その他の創傷の処置等・シミュレーション実習	67	0
	特殊病態別応急処置	25	小児・新生児・高齢者・産婦人科・周産期・精神障害・その他の創傷及び処置等・シミュレーション実習	25	0
	実習及び行事	35	搬送ルール・プロトコール・e-MATCH、シミュレーション実習、効果測定(座学・実技)	35	0
	小計	300		300	0
総合教育	選択研修	40	資格取得講習(危険物取扱者、ロープ高所作業、墜落制止器具、小型移動式クレーン・玉掛・JPTEC) 地域災害教育(山岳歩行訓練、夜中行進訓練等) その他社会教育(弁論大会、手話、貢献活動等)	150	110
	小計	40		150	110
その他	実務研修	35	消防署勤務実習	24	-11
	行事その他	50	入寮式・入校式・卒業式・その他(面接・査閲等)・メンタルヘルス・情報セキュリティ等	101	51
	小計	85		125	40
合計		1,050	(1,200時間)	1,200	150

○消防職員専科教育 救助科 第35期

実施期間：令和7年9月2日(火)～10月8日(水)

教育日数：25日

教育時間：175時間

教育訓練基準		奈良県の実施計画		教育時間数	
教科目	時間数	教科目の分類指標		時間数	基準差
講話	1			0	-1
安全管理	21	概要・救助活動における安全管理・救助訓練における安全管理・危険予知訓練		20	-1
災害救助対策	23	概要・緊急消防援助隊・救助対策と活動事例		21	-2
救急	5	外傷処置・多数傷病者発生時の処置		14	9
救助器具取扱訓練	21	主要な救助器具、高度救助資機材の取扱い		25	4
救助訓練	30	高所救助・低所救助・火災時救助・交通事故救助・地震時救助・その他事故の救助・救急救助・航空救助・特殊災害対策		52	22
総合訓練	30	各種想定訓練		31	1
健康管理	3	体育理論		4	1
効果測定	5	学科考査・実技考査		5	0
行事その他	1	入校式・修了式		3	2
計	140	(175時間)		175	35

○消防職員専科教育 予防査察科

実施期間：令和7年度 実施なし(隔年実施のため)

教育日数：

教育時間：

教育訓練基準		奈良県の実施計画		教育時間数	
教科目	時間数	教科目の分類指標		時間数	基準差
講 話	1				
予防査察行政の現状と課題	1				
消 防 同 意	6				
査 察	24				
危 険 物 規 制	7				
違 反 処 理	14				
査 察・違 反 処 理 実 習	8				
事 例 研 究	6				
効 果 測 定	2				
行 事 そ の 他	1				
計	70	(70時間)		0	0

○消防職員専科教育 火災調査科 第6期

実施期間：令和8年2月6日(金)～2月27日(金)

教育日数：14日

教育時間：98時間

教育訓練基準		奈良県の実施計画		教育時間数	
教科目	時間数	教科目の分類指標		時間数	基準差
講 話	1			0	-1
原因調査関係法規	6	消防法関係・原因調査に係る関係法規等		3	-3
原因調査	25	原因調査の内容、項目と手段・原因調査の進め方・原因調査の要領		24	-1
損害調査	6	損害調査の内容・損害調査の進め方・損害額評価・算出		4	-2
鑑 定	2			8	6
調 査 実 習	7	模擬火災実習		7	0
調 査 書 類	14	調査書類の作成要領		37	23
事 例 研 究	6	実務研究課題討議・先進府県等事例		10	4
効 果 測 定	2	効果測定		3	1
行 事 そ の 他	1	入校式・修了式		2	1
計	70			98	28

○消防職員幹部教育 初級幹部科

実施期間：令和7年度 実施なし(隔年実施のため)

教育日数：

教育時間：

教育訓練基準		奈良県の実施計画		教育時間数	
教科目	時間数	教科目の分類指標		時間数	基準差
講 話	1				
訓 練 礼 式	2				
消 防 時 事	8				
消 防 財 政	3				
人 事 業 務 管 理	12				
安 全 管 理	10				
現 場 指 揮	18				
事 例 研 究	15				
効 果 測 定	0				
行 事 そ の 他	1				
計	70	(70時間)			

○消防職員幹部教育 中級幹部科 第12期

実施期間：令和7年12月2日(火)～12月10日(水)

教育日数：7日

教育時間：49時間

教育訓練基準		奈良県の実施計画		教育時間数	
教科目	時間数	教科目の分類指標		時間数	基準差
講 話	1			1	0
訓 練 礼 式	1	点検		1	0
消 防 時 事	4	消防行政・消防法令		4	0
消 防 財 政	2	国と地方の関係・財政の仕組み		2	0
人 事 業 務 管 理	10	組織と監督・監督技術・事故防止・人権・情報公開と個人情報保護・健康管理指導		12	2
安 全 管 理	5	公務災害・安全対策・危機管理		4	-1
現 場 指 揮	10	災害現場の指揮・現場指揮要領と安全管理・緊急消防援助隊		16	6
事 例 研 究	15	実務研究課題討議		6	-9
効 果 測 定	0			1	1
行 事 そ の 他	1	入校式・修了式		2	1
計	49			49	0

○消防職員特別教育 無線通信教育 第8期

実施期間：令和7年11月25日(火)～11月26日(水)

教育日数：2日

教育時間：12時間

教科目	奈良県の実施計画		教育時間数
	教科目の分類指標		
法 規	別途		5
無 線 工 学			4
効 果 測 定 等			2
行 事 そ の 他	入校式・修了式		1
計	(12時間)		12

○消防職員特別教育 3年目研修 第4期

実施期間：令和8年2月3日(火)～2月4日(水)

教育日数：2日

教育時間：16時間

教科目	奈良県の実施計画		教育時間数
	教科目の分類指標		
講 話	職責と心構え		1
行 政 実 務	文書事務		2
安 全 管 理	安全管理・危機管理		2
消 防 関 係 業 務			5
事 例 研 究	コミュニケーション論、課題発表		4
キ ャ リ ア デ ザ イン	キャリア形成		1
行 事 そ の 他	入校式・修了式		1
計	(16時間)		16

○消防職員気管挿管認定救急救命士特別教育 気管挿管再教育講習会

○消防職員救急救命士特別教育

ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を使用した気管内チューブによる気道確保のための講習会

実施時期：令和8年3月(実施日及び実施回数未定)

教育日数：1日

教育時間：8時間

教科目	奈良県の実施計画		教育時間数
	教科目の分類指標		
気管挿管に必要な知識	別途		1
気管挿管とメディカルコントロール			1
気管挿管の実技			1
シミュレーション実習			4
行 事 そ の 他	入校式・修了式		1
計	(8時間)		8
<p>★気管挿管再教育講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MC協議会が実施する「認定救急救命士講習」 ①気管挿管講習会(再教育):気管挿管認定救急救命士に対する概ね3年毎のメンテナンス講習 ②ビデオ硬性挿管用喉頭鏡講習会:気管挿管認定救急救命士に対するビデオ硬性挿管用喉頭鏡の講習 ・上記①②の講習は、同時に実施される場合がある 			
<p>★ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を使用した気管内チューブによる気道確保のための講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MC協議会が実施する「救急救命士講習」 ①救急救命士に対するビデオ硬性挿管用喉頭鏡の講習 			

(2) 消防団員に対する教育

○消防団員基礎教育

第73期 実施期間：令和7年12月13日(土)～12月14日(日)

第74期 実施期間：令和8年1月21日(水)～1月22日(木)

第75期 実施期間：令和8年1月24日(土)～1月25日(日)

教育日数：2日

教育時間：24時間(うち10時間認定)

教育訓練基準		奈良県の実施計画		実施区分	教育時間数	
教科目	時間数	教科目の分類指標			時間数	基準差
講 話	1			消 防 学 校	0	-1
訓 練 礼 式	2	各個訓練・通常点検・敬礼動作・小隊訓練		消 防 学 校	2	0
組 織 制 度	2	消防団の概要・消防団の活動		消 防 学 校	1	-1
ポ ン プ 操 法	4	消防ポンプ操法概要・放水訓練		消 防 学 校	4	2
		消防ポンプ操法概要		市 町 村 認 定	2	
火 災 防 ぎ よ	3	火災防ぎよ概要		消 防 学 校	2	0
				市 町 村 認 定	1	
防 災	2	災害対策		消 防 学 校	1	0
		現場活動要領		市 町 村 認 定	1	
救 急 救 助	5	救急法・救助法		市 町 村 認 定	5	0
緊 急 自 動 車 運 行 管 理	2	道路交通法		消 防 学 校	1	0
		道路運送車両法		市 町 村 認 定	1	
安 全 管 理	2	危険予知訓練		消 防 学 校	2	0
行 事 そ の 他	1	入校式・修了式		消 防 学 校	1	0
計	24	(24時間) うち認定10時間			24	0

○消防団員専科教育 機関科 第50期

実施期間：令和7年12月16日(火)～12月17日(水)

教育日数：2日

教育時間：12時間

教育訓練基準		奈良県の実施計画		教育時間数		
教科目	時間数	教科目の分類指標		時間数	基準差	
講 話	1			0	-1	
道 路 交 通 関 係 法 令	1	道路交通法・道路運送車両法		1	0	
緊 急 走 行 要 領	2	緊急走行の基本原則・走行訓練		2	0	
ポ ン プ 運 用	5	ポンプの構造と作用・ポンプ運用訓練		6	1	
機 関 整 備	2	点検整備・故障と対策		2	0	
行 事 そ の 他	1	入校式・修了式		1	0	
計	12	(12時間)			12	0

○消防団員幹部教育 初級幹部科 第21期

実施期間：令和8年1月31日(土)～2月1日(日)

教育日数：2日

教育時間：12時間

教育訓練基準		奈良県の実施計画		教育時間数	
教科目	時間数	教科目の分類指標		時間数	基準差
講 話	1			0	-1
訓 練 礼 式	1	訓練礼式指導要領		2	1
現 場 指 揮	3	現場指揮要領・火災想定訓練		3	0
防 災	2	災害対策・現場活動要領		2	0
防 災 指 導 要 領	2	防災指導要領		2	0
安 全 管 理	2	危険予知訓練		2	0
行 事 そ の 他	1	入校式・修了式		1	0
計	12	(12時間)		12	0

○消防団員幹部教育 指揮幹部科 現場指揮課程 第10期

実施期間：令和7年12月20日(土)～12月21日(日)

教育日数：2日

教育時間：14時間

教育訓練基準		奈良県の実施計画		教育時間数	
教科目	時間数	教科目の分類指標		時間数	基準差
講話・現場指揮・安全管理	1	講話・現場指揮・安全管理		1	0
火 災 防 ぎ よ 訓 練	2	火災防ぎよ要領		2	0
水 災 活 動 訓 練	2	水災活動要領		2	0
救 助 ・ 救 命 訓 練	4	救助・救命活動要領		4	0
避 難 誘 導 訓 練	2	避難・誘導要領		1	-1
災害情報収集・伝達訓練	1	災害情報収集・伝達		2	1
地 域 防 災 指 導 訓 練	1	地域防災指導		1	0
行 事 そ の 他	1	入校式・修了式		1	0
計	14	(14時間)		14	0

○消防団員幹部教育 指揮幹部科 分団指揮課程 第11期

実施期間：令和8年1月27日(火)

教育日数：1日

教育時間：10時間

教育訓練基準		奈良県の実施計画		教育時間数	
教科目	時間数	教科目の分類指標		時間数	基準差
講話・組織制度・安全管理	2	講話・組織制度・安全管理		2	0
防 災	3	災害対策・健康管理		3	0
災 害 対 応 図 上 訓 練	2	災害現場・指揮要領		2	0
事 例 研 究	2	実務課題		2	0
行 事 そ の 他	1	入校式・修了式		1	0
計	10	(10時間)		10	0

○消防団員特別教育 女性消防団員教育 第8期

実施期間：令和7年11月29日(土)

教育日数：1日

教育時間：7時間

教科目	奈良県の実施計画	教育時間数
	教科目の分類指標	
訓練礼式	各個訓練・敬礼動作	1
組織制度	消防団の概要・消防団と消防署との連携	1
ポンプ操法	ホース延長訓練	2
救急	応急処置法	1
予防	消防広報	1
行事その他	入校式・修了式	1
計	(7時間)	7

○消防団員特別教育 自然災害対応教育 第7期

実施期間：令和8年1月29日(木)

教育日数：1日

教育時間：7時間

教科目	奈良県の実施計画	教育時間数
	教科目の分類指標	
概論		2
災害対応訓練	災害時対応・災害時使用資機材取扱	4
行事その他	入校式・修了式	1
計	(7時間)	7

(3) 県民普及教育講座

○消防防災研修講座

実施期間：令和7年度

教育日数：1日

教育時間：要望による

県、市町村職員等の公務員を対象とした消防・防災に関する知識の普及をめざす教育訓練とし、一定規模のニーズがあれば開講を希望する地方公共団体等の職員に対し実施する教育訓練とする。

○リーダー研修講座

実施期間：令和7年度

教育日数：1日

教育時間：要望による

一定規模の自衛消防隊または一定規模の自主的な防災組織のリーダーを対象とした消防・防災の基礎的知識及び組織指導者として必要な知識・技能の普及をめざす教育訓練とし、一定規模のニーズがあれば開講を希望する自衛消防組織又は自主的な防災組織に対し実施する教育訓練とする。